

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（人材） 1】

事項名	インターナショナル・スクールに関する制度の改善
規制・制度の概要	<p>平成 19 年 12 月 25 日付で各種学校等の設置認可の弾力的な取扱いが可能となる旨の「校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業の全国展開について」という通達が、各都道府県知事や各都道府県教育委員会教育長に対して出されている。しかしながら、実際の運用では弾力的な取扱いがなされていないことも多い。</p> <p><根拠法令> <参考> 平成 19 年 12 月 25 日付 19 文科生第 460 号 文部科学省生涯学習政策局長通知「校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業の全国展開について」</p>
改革の方向性（当初案）	各種学校の設置認可の弾力的な取扱いを促すよう措置を講じるべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>○各種学校については、国が最低基準である各種学校規程（昭和 31 年文部省令第 31 号）を定め、各都道府県が具体の学校の設置認可を行っている。各都道府県は、設置認可に当たって、国の各種学校規程における基準に加え、地域の実情に応じた独自の基準を定めている。</p> <p>○本件の、校地校舎の自己所有要件については、国は既に自己所有を要しない取扱いを可能としており、その旨を所轄庁である各都道府県に周知している。その上で、設置認可権限を有する都道府県の一部がそれぞれの判断において、学校運営の安定性・継続性を担保するため、校地校舎の自己所有要件を課しているところ。</p> <p>○また、基本財産や運用財産の資産要件についても、そもそも国が具体の基準を設けているもので</p>

	はなく、所轄庁である各都道府県が、学校運営の安定性・継続性を担保するために独自に設けているものである。
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・
改革事項に対する 基本的考え方	<p>●新成長戦略に記載のある「研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備」の観点からも、高度外国人材が就労する国を選択するにあたって重要視する子弟の教育環境の整備は必要不可欠であり、新しいインターナショナル・スクールの創設等も必要となる可能性がある。そのような環境下において、各種学校設置認可基準について、特に基本財産や運用財産の要件のクリアが難しい。</p> <p>●平成19年12月25日付で各種学校の設置認可の弾力的な取扱いが可能となる旨の通達が出されているが、実際にはそのように取り扱われていない地域もあり、無認可校のままのインターナショナル・スクールも少なくない。その結果、税制の優遇措置や助成金の交付、生徒・児童に対しての通学定期の便宜の供与等が受けられず、学校の運営や生徒・児童の生活に影響を与えている。</p> <p>●校地校舎の自己所有要件は、最終的には各都道府県が判断するものであることは理解するが、①実際には弾力的に取り扱われていないことも多いこと②高度の知識・技術等を有する高度人材の受入れを推進することに伴い、我が国で就学する子弟も増えると予測されることも踏まえ、弾力的な取扱いを、より促す通達を出す等、所要の措置を講じるべきである。</p>

<p>具体例、経済効果等</p>	<p>インターナショナル・スクールが各種学校の認可を受けることにより、税制の優遇措置や助成金の交付、生徒・児童に対しての通学定期の便宜の供与等が行われ、高度外国人材が就労する国を選択するにあたって重要視する子弟の教育環境の整備が可能となる。</p>
<p>改革案</p>	<p>各種学校の設置認可の弾力的な取扱いを促すよう措置を講じるべきである。 【平成23年度措置】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（人材）2】

事項名	年金脱退一時金制度の見直し
規制・制度の概要	<p>現行の年金脱退一時金制度では、外国人が帰国する場合に返還される一時金の額が被保険者期間が36カ月以上で固定され、36カ月を超えて納付した保険料は掛捨てとなる。</p> <p><根拠法令> 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号） 附則第29条</p>
改革の方向性（当初案）	年金脱退一時金の上限を、入管法改正に伴い一度に付与される在留期間の上限となる60か月にあわせて、現行の36か月から60か月に変更すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>○日本での滞在期間が短い外国人について、受給資格期間が満たせず老齢給付に結びつきにくいという問題については、まずは、保険料の掛け捨て問題を解消し得る二国間での社会保障協定の締結により解決すべきものと考えている。</p> <p>○社会保障協定による解決が図られるまでの特例措置として、脱退一時金制度が設けられているが、脱退一時金の対象期間の上限は、我が国に在留する外国人全体の滞在期間の実態（脱退一時金の支給対象となる出国者のうち滞在期間3年以内の者の割合は約80%（平成21年版法務省出入国管理統計年報））や、日本人については、制度からの中途脱退を理由とした給付は一切なされないこととの均衡等を考慮して定められているものである。</p> <p>○一方、民主党のマニフェストにおいて、年金制度を例外なく一元化し、職種を問わず、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」や、消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設することなどを骨格とする法律を平成25</p>

	年に成立させることをお示ししているところであり、現行制度のあり方とともに、新制度の具体的な制度設計について検討を進めてまいりたい。
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	○民主党のマニフェストにおいて、年金制度を例外なく一元化し、職種を問わず、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」や、消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設することなどを骨格とする法律を平成25年に成立させることをお示ししているところであり、現行制度のあり方とともに、新制度の具体的な制度設計について検討を進めてまいりたい。
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・
改革事項に対する 基本的考え方	<p>●脱退一時金制度が極めて例外的な制度であるとしても、新成長戦略に記載のある「研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備」の観点からも、年金制度全体の見直しに先立ち、早急に見直しに着手すべきである。現行の36か月という年金脱退一時金の上限は、制度設計時の外国人の在留期間等を考慮した結果であるとされているが、当時と現在では、外国人の在留形態は変わっている。現に、平成21年7月には入管法が改正され、一度に付与される在留期間の上限が3年から5年に延長される（平成21年7月15日より3年以内に施行）など、外国人の在留実態に則した改善が行われている。36か月という上限があることは有能な高度外国人材が離日を考える契機や、そもそも日本での勤務を断念する要因の1つになっている。</p> <p>●企業において、採用の際に外国人社員に年金脱退一時金制度について説明すると、長くても3年で母国に帰国しろということだと理解されることが頻繁にある。一方で企業としては 彼らには長期</p>

	<p>的に日本で働いてほしいとも伝えており、整合性をとることが困難である。</p> <p>●「年金制度を例外なく一元化し、職種を問わず、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」や、消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設することなどを骨格とする法律を平成25年に成立させる」とあるが、その中で脱退一時金がどのような扱いになるかについては不明確であり、明確化していただきたい。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>社会保障協定を締結していない国出身の高度外国人材が、我が国での就業を選択したり、より長期的に滞在し活躍する可能性が高まる。</p>
<p>改革案</p>	<p>厚生年金保険法の改正を含めた年金に関する新制度の創設にあわせ、年金脱退一時金の上限を、現行の36か月から、入管法改正に伴い一度に付与される在留期間の上限となる60か月に変更すべきである。【平成25年度までに措置】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（人材）3】

<p>事項名</p>	<p>高度外国人材が両親を帯同させることができる制度の整備</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>高度外国人材が日本で就労するにあたり、出産や育児等で中長期的に両親を帯同させたいと考えても、在留資格「家族滞在」は配偶者または子が対象で両親は含まれないため、中長期的に帯同させることは困難である。</p> <p><根拠法令> 出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項及び第2項 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令</p>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<p>在留資格「家族滞在」の対象に配偶者・子供に加え、高度外国人材本人あるいは配偶者の両親を含め、帯同させることができるようにするべきである。</p>
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p><法務省> ○高度の知識・技術等を有する高度人材の受入れを推進するための措置として、ポイント制を活用して学歴、年収等の要件を満たした高度人材に限り、出入国管理上の優遇措置として親の帯同についても検討しているところである。</p> <p><厚生労働省> ○在留資格「家族滞在」の範囲をこれ以上拡大することの可否については、労働市場及び社会保障負担も含めて国民生活に与える影響等を十分に勘案して慎重な検討が必要である。</p> <p>○また、現在「特定活動」で在留が認められている父母は、特に高度な研究者・情報処理技術者について特例的に認めるものであり、これ以上範囲を拡大することについても上述のとおり慎重な検討が必要である。</p>

<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p><厚生労働省> 現在、高度の知識・技術等を有する高度人材の受入れを推進するための措置として、ポイント制を活用して学歴、年収等の要件を満たした高度人材に限り、出入国管理上の優遇措置として親の帯同についても検討しているところである。</p>
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p><法務省> 「上記改革の方向性への考え方」に記載 <厚生労働省> 在留資格「家族滞在」の範囲をこれ以上拡大することの可否については、労働市場及び社会保障負担も含めて国民生活に与える影響等を十分に勘案して慎重な検討が必要である。 また、現在「特定活動」で在留が認められている父母は、特に高度な研究者・情報処理技術者について特例的に認めるものであり、これ以上範囲を拡大することについても上述のとおり慎重な検討が必要である。</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新成長戦略に記載のある「研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備」の観点からも、我が国での出産や育児等のために高度外国人材本人あるいは配偶者の両親を含め、帯同させることができるようにすべきである。 ●我が国においても、夫婦とその子供に加え夫婦の両親が同居するといった形態は特殊なものではなく、在留資格「家族滞在」に両親を含めることができない理由が不明確である。日本人の労働市場に関する問題は、就労制限を設定することによりクリアできると考える。 ●なお、両親帯同の目的が我が国での出産・育児・介護等であることから、帯同できる両親は高度人材本人の両親に加え、その配偶者の両親も含めるべきである。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●企業や大学が我が国に呼んだ高度人材本人や配偶者の出産・育児等のために、その両親を中長期的に我が国に滞在させることが可能となる。 ●研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備が1つ可能となる。
<p>改革案</p>	<p>在留資格「家族滞在」の対象に配偶者・子供に加え、高度外国人材本人あるいは配偶者の両親を含め、帯同させることができるようにするべきである。</p> <p>【平成23年度検討・結論】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（人材）4】

<p>事項名</p>	<p>在留関係や日常生活上の手続き窓口のワンストップ化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>現状、在留関係や日常生活上の手続き窓口は複数ある上、場所も離れていることが多い。英語等での案内が不十分なこともあり、高度外国人材やその家族の大きな負担になっている。 <根拠法令></p>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<p>在留資格変更・更新や住民登録・各種証明書申請等、日常生活上の手続き窓口を一元的、もしくは近くに集約すべきである。</p>
<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>担当府省の回答</p>	<p><法務省></p> <p>○ 地方公共団体の相談窓口と連携して、外国人住民が我が国で生活するために必要な入国管理手続等の行政手続、生活に関する相談及び情報提供を多言語で行うため、静岡県浜松市、埼玉県さいたま市、東京都新宿区にワンストップ型の相談センターを設置しているところである。</p> <p>○ 他方、ワンストップセンターの他にも、入国手続や在留手続等に関する各種の問い合わせに応じるために、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島及び福岡の各地方入国管理局・支局に「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置しており、また札幌、高松及び那覇の各地方入国管理局・支局には相談員を配置し、多言語による電話相談及び窓口相談体制を整備している。</p> <p>○ さらに、外国人が経営している機関、雇用されている機関若しくは研修若しくは教育を受けている機関の職員等や弁護士、行政書士等が入国・在留諸申請を取次ぐことも認められていることか</p>

	<p>ら、既にこうした制度により、外国人の利便性の確保が図られていると考えている。</p> <p>○ なお、新成長戦略においては、「高度人材にとって魅力ある雇用・労働環境や社会・生活環境の整備等の検討・実施」との記載があるところ、ご指摘のような点を含め、内閣府が中心となって政府全体で検討されるものと承知している。</p>
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	「上記改革の方向性への考え方」に記載
改革事項に対する基本的考え方	<p>●法務省の「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」には在留手続の電子化の必要性の理由として、地方入国管理官署窓口の混雑が挙げられている。「申請受理だけで一時間以上待たされる場合もあり、外国人入国者や申請者等に対して十分なサービスを提供できていない。」とあることから、現状の制度により外国人の利便性の確保が図られているとは考えられない。また、問い合わせ対応にご尽力いただいていることは理解するが、現実には窓口への電話は混雑しており、非常につながりにくいとの意見もある。</p> <p>●当分科会の要望は、単なる窓口の増加ではなく、入管手続窓口と日常生活上の手続き窓口の一元化あるいは近隣への集約化であり、それはワンストップセンターのような法務省と地方公共団体が連携した窓口が、常時あるいは定期的に臨時に地方公共団体庁舎の周辺に設置されることにより解決</p>

	<p>できると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民間における海外人材の採用増加に加え、留学生30万人計画や外国人比率3割以上が要求される世界トップレベル研究拠点プログラム等が進行している。彼らを受け入れるための国内体制の整備の一環として、在留関係や日常生活上の手続きを行える窓口について、彼らの多い地域に限定し、増加させるべきである。 ●高度外国人材の受入れに際し、帯同する家族の生活環境の不備が障害となっているケースが存在する。従って、在留関係や日常生活上の手続きを行える窓口を、一元的にあるいは近くに集約し、手続きの利便性・簡便化を図るべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>在留資格変更・更新や住民登録・各種証明書申請等の日常生活上の手続きを、よりスムーズに短時間に行うことが可能となる。</p>
<p>改革案</p>	<p>新成長戦略に記載のある「研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備」の観点から、例えば法務省が浜松市等に設置しているワンストップ型相談センターのような窓口を、高度外国人材の多い地域に限定し常時あるいは定期的に臨時設置し、在留資格変更・更新といった入管手続きや住民登録・各種証明書申請等の日常生活上の手続きを、よりスムーズに短時間に行うことを可能とすべきである。</p> <p>【平成23年度検討・結論】</p>

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（人材）5】

<p>事項名</p>	<p>海外大学新卒者への在留資格認定証明書交付手続の迅速化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の大学を卒業する外国人学生については、在留資格認定証明書を申請する際、卒業見込証明書の提出では交付審査が開始されず、卒業証明書の提出が必要である。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項及び第2項、第7条の2 ・ 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第3
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の大学を卒業する外国人学生について、卒業見込証明書の提出で、在留資格認定証明書の交付審査を開始すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種申請に対する迅速な審査・処分に支障をきたすおそれがあることから、卒業見込証明書に基づき審査を開始することは困難である。 ○ 海外の大学が卒業見込証明書を発行する基準は多様であると考えられ、同証明書が発行されていても実際には卒業できない場合も当然起こりうるため、そのような場合にまで審査を行うことは、行政資源の運用の観点から非効率であること、加えて、卒業証明書の追加提出がなされるまで行政側は処分の保留を余儀なくされ、円滑な行政運営・行政サービスに支障をきたす。 ○ 現に本邦に在留している留学生については、卒業証明書を取得するまでに在留期限が経過してしまう者もいることから、留学生の負担等を考慮して柔軟に取り扱っているものであり、これから本邦に入国しようとする外国人と同列に論じることは適当でない。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ -
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記「規制改革の方向性への考え方」に記載
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の大学を卒業する外国人学生が在留資格認定証明書を申請する際、卒業証明書の提出が必要であり、さらに、在留資格認定証明書の交付を受けてから査証の発給申請を行わなければならない、卒業から就労開始までに数ヶ月を要する場合がある。そのため、受入れ企業の円滑な採用、研修、事業活動の支障となり、待機を余儀なくされる当該学生の負担にもなっている。 ・ 日本に留学する外国人学生については、卒業後の円滑な就職につながるよう、卒業見込証明書を提出することで在留資格変更の審査が開始されている。海外の大学を卒業する学生についても、同様に取り扱うことによって、在留資格認定証明書の交付が迅速に行われ、海外の優秀な人材の円滑な就職が可能になる。 ・ 担当府省からの回答では「(卒業見込)証明書が発行されていても実際には卒業できない場合も当然起こりうる」ところ、そのような場合に審査を行うことは非効率である旨が指摘されているが、卒業見込証明書が発行されていても実際には卒業できない場合があることは、日本に留学する外国人学生についても同様である。 ・ さらに、「各種申請に対する迅速な審査・処分に支障をきたすおそれがある」、「卒業証明書の追加提出がなされるまで行政側は処分の保留を余儀なくされ、円滑な行政運営・行政サービスに支障をきたす」とされているが、処分の保

	<p>留をすることによって、具体的にどのような支障が生じるのかが不明確である。また、この点についても、日本に留学する外国人学生についても同様である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の大学が卒業見込証明書を発行する基準は多様であると考えられるが、最終的には卒業証明書の確認をもって在留資格認定証明書を交付するのであれば、卒業見込証明書は暫定的なものであっても他の書類の審査を開始すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の大学を卒業し、日本に就職する優秀な学生の就労を円滑化することによって、受入企業の負担、学生本人の負担を軽減することができる。 ・ 企業側、学生側双方の負担軽減によって、優秀な海外人材の来日環境の整備に資する。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の大学を卒業する外国人学生についても、卒業見込証明書の提出で、在留資格認定証明書の交付審査を開始し、その他の要件が満たされていれば、卒業証明書の提出をもって、速やかに在留資格認定証明書を発行すべきである。 【平成23年度措置】

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（人材）6】

<p>事項名</p>	<p>日本の専門学校を卒業したが「専門士」の称号を得ていない留学生の就職支援</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の専門学校を卒業しても、「専門士」の称号を得ていないと、①就労可能な在留資格（「技術」、「人文知識・国際業務」）への変更、②就職活動のための在留資格（「特定活動」、180日、1回更新可）への変更がそれぞれ認められない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項及び第2項 ・ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「専門士」が得られるのと同等のカリキュラムを修了し、専門学校を卒業した場合など一定の要件の下、「専門士」の称号を得ていない場合であっても、①就労可能な在留資格への変更、②就職活動のための在留資格への変更をそれぞれ認めるべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国での就労を目的とする外国人の受入れについて、我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、専門的な知識、技術、技能を有する外国人については積極的に受け入れることとしており、入管法及び関係省令等において活動内容に応じた在留資格及び上陸許可基準等を規定している。 ・ 上述の専門的・技術的分野の人材の受入れについては、諸外国に見られるような人数制限枠や受入れに際しての労働市場テストを要求しておらず、上陸許可基準において定める経歴等も多くは大卒又は10年程度の実務経験で足りることとしているなど、制約の少ないものとなっている。

- ・ 「専門士」については平成7年から、所定の要件を満たした専修学校を卒業した者に対して「専門士」の称号が付与されることとなり、社会的にも職業的実務教育機関としての専修学校に対する評価が高まったことを踏まえ、専門学校を卒業し「専門士」の称号を有している留学生在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」に在留資格変更の申請を行った場合には、大学卒業の学歴要件を満たしていない場合であっても就職のための在留資格変更を認めることとしたものである。
- ・ したがって、「専門士」の称号を有さない者について在留資格変更を認めることは、専門的な技術・知識を有する者であることを担保するための学歴要件自体の撤廃に等しいものであり、「専門的・技術的分野での外国人労働者の受入れ」という我が国の基本政策と相容れず困難である。
- ・ なお、現在専修学校のいかなる課程について「専門士」の称号を付与するかは文部科学省において所管するところである。

【文部科学省】

- ・ 本案件は、「専門士」の称号を得ていない者に対しても、在留資格変更等の入国管理制度上の取扱いを認めることを求める要望であり、規制の根拠法令である出入国管理法等を所管する法務省入国管理局が主担当である。※「専門士」の称号を得たいという要望ではない。
- ・ 文部科学省として、入国管理制度上の在留資格変更等の対象範囲の拡大等について、回答することは不可。
- ・ 専門学校への外国人留学生に対して、卒業後どこまで就労ビザを認めるか(就労可能な在留資格をどの範囲まで認めるか)については、文部科学省としては拡大していただきたいと考

		<p>えているが、法務省としては、「我が国における雇用制度上の問題があるため、安易に拡大できない」という立場である。このような外国人留学生の日本への在留に関する問題については、入国管理制度を所管する法務省からお答えいただきたい。</p> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「専門士」の資格は専門的・技術的分野の知識、技能を有するかどうかを判断するために不可欠な要件であり、「専門士」の資格を得ていない場合にも就労可能とすることについては、外国人の安易な受入れ範囲の拡大につながり、国内の労働市場の二重構造化とともに、労働条件等の改善を妨げ、ひいては国内の求人充足・人材確保を阻害する懸念があり、困難である。 ・ なお、「専門士」と同等と評価されるのであれば、「専門士」の資格取得を促進することが先決ではないかと考える。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記「規制改革の方向性への考え方」に記載 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の専門的・技術的分野の外国人材の受入れについては、諸外国と比較しても、労働市場テスト、受入れ人数枠などもなく、開放的な制度であり、これ以上の安易な受入れ範囲の拡大は、外国人材の質の低下を招くとともに、労働市場をはじめ、我が国の医療・社会保障、教育、地域社会への影響や治安も含め、広範な国民生活全体に影響を与えるおそれがあることから困難である。 ・ なお、我が国で就労可能な留学生については、

		<p>適切な支援に努めているところであるが、日本国内で就職を希望する者の半分程度しか就職できていない状況にある。</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生の中には、将来のためのキャリアを考えて、専門士の称号が付与される本科の途中年次から、専門士の称号が付与されない専攻科への編入を希望する者もいる。これらの留学生は、専門士相当の学習をしたとしても、卒業時に専門士の称号が付与されないコースに在籍していた場合には、就労可能な在留資格への変更、就職活動のための在留資格への変更が認められず、不均衡な状態が生じている。 ・ <1> 専門士の称号が付与される学科に当初所属しており、途中からより高度な学習をするために学科を変更したような場合であって、専門士の称号が付与される要件である、①修業年限が2年以上②総授業時数が1,700時間以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている学科を卒業した場合には、専門士相当の学習を終えたものを考えられる。 ・ このように専門士相当の学習を終え、専門学校を卒業した者は、専門的な技術・知識を有する者と考えられるため、専門士の称号を付与すべきである。 ・ <2> 政府が掲げる「留学生30万人計画」の実行のためには、留学生の就職支援が不可欠であり、専門士の称号が付与される場合と同等のカリキュラムを修了して専門学校を卒業した者には、就労可能な在留資格、就職活動のための在留資格への変更をそれぞれ認めるべきである。 ・ 専門士相当の学習を終え、専門学校を卒業した

	<p>者は、専門的な技術・知識を有する者と考えられるため、このような限られた範囲の者について在留資格変更を認めることは、担当府省の法務省が指摘する「専門的・技術的分野での外国人労働者の受入れ」という我が国の基本政策とも整合する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門士相当の学習を終えたかどうかの確認は、例えば当該学生の出身校に証明を求めることなどで可能であると考えられる。 ・ したがって、当初専門士の称号を付与される学科に在籍していた学生については、途中で学科を変更した場合であっても、出身校から専門士相当の学習を終えたことについて証明書が発行されれば、在留資格変更を認めるべきである。 ・ 具体的には、出身校からは、専門士の称号が付与される要件である、①修業年限が2年以上②総授業時数が1,700時間以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている学科を卒業した、ことについて証明書が提出されることを前提に、在留資格変更を認めることが考えられる。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な技術・知識を有する外国人学生の就職を支援することにより、高度な外国人材の在留が促進され、我が国経済の活性化への貢献が期待される。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <1> 専門士の称号が付与される学科に当初所属しており、途中からより高度な学習をするために学科を変更したような場合であって、専門士相当の学習を終えて卒業した者に、専門士の資格を付与する。【平成23年度措置】 ・ <2> 専門士の称号が付与される学科に当初所属しており、専門士相当の学習を終え、専門学校を卒業した場合など、一定の要件の下、専門士の称号が付与されていない場合であって

	も、①就労可能な在留資格への変更、②就職活動のための在留資格への変更をそれぞれ認めるべきである。【平成23年度措置】
--	--